



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 14, 2021年8月～9月)



## 保険セクターの国際的な規制の動向（2021年8月～9月）

### 内容

A: 英 FCA、損保の商品ガバナンスの脆弱さを指摘（8月25日） .....	3
B: 豪 APRA、今後5年間の健全性監督の方針を策定（8月26日） .....	4
C: 豪 ASIC、今後5年間の監督方針を公表（8月26日） .....	6
D: EC、ESG要素の銀行の健全性監督の枠組みへの統合を検討（8月27日） .....	7
E: 馬中銀、保険商品の販売規制案を公表（8月30日） .....	10
F: 米 FIO、気候変動にかかる検討を開始（8月31日） .....	11
G: NZ 準備銀行、保険契約者保護の制度の見直しの検討を開始（8月31日） .....	13
H: 蘭中銀、BigTechの監督の強化の必要性を指摘（9月6日） .....	14

## A: 英 FCA、損保の商品ガバナンスの脆弱さを指摘（8月25日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、保険会社の商品ガバナンス等のレビューを実施した。その概要は以下のとおり。
  - 背景：FCAは2021年5月、商品ガバナンス、保険料ファイナンス、損保の自動更新、住宅および自動車保険のプライシングにかかる規制を最終化した<sup>1</sup>（※本レビューは、同規制の最終化の前に実施。）。新たに設けられた規則のうち、商品ガバナンスや保険料ファイナンスにかかる規則は2021年10月に適用が開始される予定である。
  - レビューの目的：①商品ガバナンスにかかる規則（2018年10月）や損保の商品開発にかかるガイダンス（2019年11月）、②Covid-19を受けた価値ある商品の提供にかかるガイダンス（2020年10月）や商品ガバナンス等にかかる監督上の期待（2021年7月）などへの対応状況を評価すること。
  - レビューの対象：損保および保障性商品を組成している20程度の保険会社および仲介業者（以下、「保険会社」）。
  - レビューの結果：概要は以下のとおり。

顧客本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険商品が提供する価値と手数料の水準           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険会社は、新たな商品ガバナンスのプロセスの一環として手数料の水準を再評価している。例えば、25%以上の引下げを行った事例、手数料の水準に上限を設けた事例、閾値以上の手数料については経営陣の承認を求めたこととした事例などがある。他方で、「価値を提供する」という観点から、手数料の水準に照らして商品を適切に評価していない保険会社もある。</li> <li>• いくつかの保険会社は、手数料の水準と募集人が提供する付加価値との関係を適切に評価する方法を理解していない。また、いくつかの保険会社は、2018年10月以前に販売された商品が顧客に適切な価値を提供していないことを認識しているものの、それを改善するための適切な措置を講じていない。こうした保険会社は、2021年10月に施行予定の新たな商品ガバナンス規制を満たしていないこととなる。</li> <li>• 顧客が保険商品により高い金額を支払い、より低い価値を享受することとなる場合、手数料の水準は、保険商品を販売するためのコストに見合ったものとなっていないと言える。</li> </ul> </li> <li>■ 保険商品のベネフィットと補償の範囲           <ul style="list-style-type: none"> <li>• いくつかの保険会社は、顧客のメリットを適切に勘案することなく、新商品を開発し、保険料を設定し、補償の範囲を変更している。また、いくつかの保険会社は、自社の商品や顧客に対するリスクを適切に分析していない。</li> <li>• 保険会社がターゲット市場における顧客のニーズを十分に検討しない、あるいは、その帰結を勘案しない場合、顧客が不利益を被ることとなる。保険会社は、ベンチマーキングや商品比較に根拠なき信頼を置く場合、ターゲット市場の目的や特</li> </ul> </li> </ul>
-----------	--

<sup>1</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 11, 2021年5月～6月）」記事1を参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106_ins_regulation.pdf)

	徴を適切に評価できず、その結果、顧客や保険市場に悪影響を与え得る。
<b>ガバナンスと監視</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• いくつかの保険会社は、商品開発のガバナンスと監視を適切に行っていない。例えば、商品の意思決定プロセスにおいて十分な「チャレンジ（議論や検証）」が行われない、説明責任を果たすという観点から意思決定機関における意思決定が不十分である、などの事例が認められる。第三者と商品を共同開発する場合や権限が第三者に委任される場合、委任契約に定める役割と整合した形で意思決定が行われていない事例もある。</li> <li>• 保険会社が適切な枠組みを整備していない場合、商品ガバナンスは不完全で実効性がないものとなり、その結果、商品の質が低いことによって顧客に不利益をもたらし得るほか、ターゲット外の者に販売することにもつながり得る。</li> </ul>
<b>Covid-19を受けた対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商品のレビューのアプローチとメソドロジー <ul style="list-style-type: none"> <li>• すべての保険会社が何らかの形で商品のレビューを行っているものの、評価の指標、評価者の能力、評価対象（すべての商品を対象としているか否か等）、評価方法（評価のための商品のグルーピングが適切か否か等）などの点で課題が認められた。</li> <li>• 保険会社が商品のターゲット市場を設定する際に顧客のニーズを正しく理解していない場合、顧客に対して価値を提供しない、あるいは、顧客のニーズに合わない商品を販売するリスクが生じ得る。</li> </ul> </li> <li>■ Covid-19に関連する不利益な取扱い（harm）を回避もしくは緩和するための施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>• ほとんどの商品は、ターゲット市場に対する有用性と価値を維持していることが分かった。そうでない場合、いくつかの保険会社は、保険金給付の見直しや保険料の返還などの形で対応している。また、約款外での保険料の返還や保障の拡大、ペナルティ無しでの保険の解約や見直し、約款の見直しなどにより、顧客に価値を提供する商品であることを確保しようとしている保険会社もあった。他方で、潜在的な超過収益が顧客に対して提供する保険商品の価値の低下によるものかどうかを検証していない保険会社もあった。</li> </ul> </li> </ul>

インプリケーション：FCAが指摘している①手数料の水準、②顧客ニーズに応じた商品の提供、③商品ガバナンス、④「顧客にとって価値のある」保険商品の提供、の4点はいずれも、顧客本位の業務運営を実践する上で重要な論点である。日本においても、これらの点についての検討がさらに深まることが期待される。

（出所）FCA ‘FCA warns insurance firms over product governance rules deadline’

## B: 豪 APRA、今後 5 年間の健全性監督の方針を策定（8 月 26 日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2021年～2025年の健全性監督の方針を公表した。監督上の目的は、「オーストラリアの金融上の利益が保護され、また、金融システムが安定的で、競争的で、効率的であることを確保すること」。その目的を達成するため、今回の監督方針では、①オーストラリアの金融機関の財務とオペレーションのレジリエンスの確保「Protected today」と②オーストラリアの金融システムの将来の変化に対する準備「Prepared for tomorrow」の2つの

テーマに焦点をあてている。

■ 監督方針のうち、保険セクターに関連するものの概要は以下のとおり。

➤ 金融機関の財務およびオペレーションのレジリエンスの確保

<p><b>保険会社のレジリエンスの確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Covid-19からの教訓への対応を含む、保険会社のガバナンスとリスク管理のプラクティスの強化を確保する。</li> <li>• 保険商品の利用可能性と購買可能性（affordability）に対応するため、政府や業界と協働する。</li> <li>• 個人向けの就業不能所得補償保険などのビジネス・ラインを引き続き注視するなど、消費者の長期的な利益のために、保険商品のサステナビリティを促進する。</li> <li>• APRAの破綻処理と危機管理能力を強化し、また、保険会社が信頼できる再建計画を策定することを確保する。</li> </ul>
<p><b>オーストラリアの金融システムのサイバー・レジリエンスの確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サイバー攻撃時における重要な機能のオペレーションの混乱を最小限にする適切な回復計画と合わせ、ベースラインとなるサイバーのコントロール、サイバー・ハイジーン（衛生）、サイバー攻撃のプロトコルに対する期待を定めることを確保する。</li> <li>• 取締役会や経営陣がサイバーに対するエクスポージャーを監視し、対応を指示できるようにする。</li> <li>• 広範な金融エコシステムやサプライ・チェーン内の弱いつながりを正すことによって、サイバー評価と保証の提供者の成熟を促す。</li> <li>• 金融システムにおける規制のハーモナイゼーションとサイバーの監督の高度化を図るため、金融規制評議会と連携を図る。</li> </ul>
<p><b>金融機関におけるガバナンス、カルチャー、報酬および説明責任の向上</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融セクターにおけるリスク・カルチャーのトレンドを評価するため、リスク・カルチャーの調査を実施する。</li> <li>• 金融機関の金融説明責任枠組み（Financial Accountability Regime）を拡大するために政府およびオーストラリア証券投資委員会（ASIC）と協働することによって、説明責任の向上を図る。</li> <li>• リスク・ガバナンスの自己評価や通常の監督を通じて特定された事項への取組みの状況をフォローアップする。</li> </ul>
<p><b>健全性監督の枠組みの現代化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健全性基準やガイダンスを分かりやすいものにし、負担を軽減し、また、RegTechやSupTechにおけるイノベーションを促すため、健全性監督の枠組みを現代化する。</li> <li>• デジタライゼーションやベター・レギュレーションをサポートするため、能力開発を行う。</li> <li>• 新たなリスクやエマージング・リスクに対応できるよう監督の枠組みを適応させる。</li> </ul>
<p><b>データ・ドリブンの意思決定</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• APRAの新たなデータ収集システム（APRA Connect）を導入する。</li> <li>• APRAの将来的なデータ・ニーズを満たすより詳細なデータの収集、および、金融機関の報告負担の軽減に対応した新たなデータ収集を実施する。</li> </ul>

➤ 金融システムの安定の確保

<b>新たな金融活動 や金融市場参加 者の影響の理解</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たな金融活動やビジネス・モデルの影響、および、その金融システムの安全性および安定性へのインプリケーションをより良く理解するため、状況を詳細に把握する。</li> <li>• 規制対象やクロスボーダー事項などについて、国内外の関係当局と緊密に連携する。</li> <li>• SupTechやRegTechなど、APRAや金融機関のオペレーションを改善する新たな技術が提供する機会を特定する。</li> </ul>
<b>保険へのアクセ ス可能性と購買 可能性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オーストラリア人のための便益を高めるため、保険セクターにおける購買可能性と利用可能性に関する事項に積極的に対応することを検討する。そのためには、政府、他の規制当局、保険業界の関係者との協働が不可欠である。</li> </ul>
<b>気候変動に関連 する財務リスク</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関が十分な情報に基づいて意思決定することを促すため、気候変動に関連する財務リスクの理解と管理を改善するための作業を継続する。それには、健全性ガイドンスの最終化、気候脆弱性の評価、データ収集、ならびに、金融規制評議会、業界団体、調査機関および各国の規制当局とのさらなる協力を含む。</li> </ul>

インプリケーション：財務およびオペレーションのレジリエンス、サイバー、ガバナンス、気候変動など、いずれも日本の保険セクターにおいても重要度が高い事項であり、その意味で、取り組むべき課題は相当程度日豪で共通していると考えられる。保険商品の利用可能性と購買可能性は、日本では未だそれほど大きな課題として認識されていないと見られる。他方で、昨今の自然災害の甚大化を受けて、今後、保険料や保険カバーの提供範囲の大幅な見直しが行われることも十分に想定されることから、日本においても保険の利用可能性や購買可能性の議論が進展するものと推察される。

(出所) APRA ‘APRA’s new Corporate Plan focuses on protecting today, while preparing for tomorrow’

**C: 豪 ASIC、今後 5 年間の監督方針を公表 (8 月 26 日)**

■ オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) が公表した2021年～2025年の監督方針における保険関連の主な施策は以下のとおり。

➤ 消費者および投資家に良い成果をもたらすための行動の変革

<b>自然災害の影響を受けた消費者のための保険</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消費者の被害の程度を把握するため、保険会社から受領したデータを分析し、自然災害から生じる消費者の被害に対応するためのリスクベース・アプローチを開発する。</li> <li>• (例えば、保険金の支払い、商品設計、募集などに関して) 必要な場合、監督上の介入を検討する。</li> <li>• 消費者が保険金請求をスムーズに行うことができるよう、対象を定めたコミュニケーションやツールを利用する。</li> </ul>
<b>損保における矛盾した報酬のレビュー</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 報酬体系が損保の募集において消費者にどのような影響を与えるかにかかる金融サービス王立委員会の勧告2.3 (アドバイスの質の向上のための施策のレビュー) および2.6 (損保と消費者信用保険の手数料) に対するオーストラリア政府の対応をサポートするため、データを収集する。</li> </ul>

保証の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の延長保証市場をレビューする。（例えば、保証の提供者が付帯保険商品に対する規制に類似する繰延販売モデルにコミットしているか、もしくは、それを自主的に実施しているか、など。）</li> <li>それらの商品の販売や設計が消費者を大きく害することが無いかを検証する。</li> </ul>
-------	--

- 金融システムにおける信頼と清廉性を維持するためのミスコンダクトの撲滅

ガバナンスの欠如 (セクター共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別のコンダクトに焦点をあて、非財務リスクの管理の大きな失敗を調査し、法的な措置を講じる。</li> </ul>
損保の不適切な プライシング (新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料や広告されているディスカウントが正しく計算され、請求されているかをレビューする。</li> <li>保険料設定にかかる問題（過剰請求など）を特定し、また、それに適切に対応するための統制の十分性をレビューする。</li> <li>必要に応じて、不適切なプライシングを検知するための規制上の措置（法的な対応を含む。）を講じる。</li> </ul>
生保の保険金 請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険金請求や支払いの実務が消費者を害していないことを検証する。</li> </ul>

- 金融システムの強固で革新的な発展

サイバー・レジリエ ンス (セクター共 通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーに関するガイダンスを提供する。</li> <li>いくつかの金融機関のサイバー・レジリエンスとサイバー・リスク管理の状況を評価する。</li> <li>監督上の期待を金融機関の取締役会に伝える。</li> <li>APRAとともに、効果的な監督アプローチを構築する。</li> </ul>
------------------------------	---

インプリケーション：オーストラリアにおける保険の募集や保全における課題のいくつかは、記事Aでとりあげた英国における課題とも共通していると考えられる。

(出所) ASIC '21-225MR ASIC publishes Corporate Plan 2021-25'

## D: EC、ESG 要素の銀行の健全性監督の枠組みへの統合を検討（8月27日）

- 欧州委員会（EC）は、「ESG要素のEUにおける銀行の健全性監督の枠組みと銀行の事業戦略および投資方針への統合のためのツールとメカニズムの開発」と題する報告書を公表した。主な内容は以下のとおり。
  - 調査の目的：ESGリスクをEUの健全性監督、ならびに、銀行のリスク管理プロセス、事業戦略および投資方針に組み込むことを模索するもの。
  - 調査の対象と方法：28の銀行、15の監督・規制当局、15の国際機関を含む、150以上のステークホルダーを対象に、インタビューおよび質問状形式で実施。

➤ 主な発見

<p><b>銀行の リスク管理</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESGリスクの共通で詳細な定義は存在しない。ごくわずかの銀行は、ESG要素の詳細なリストを作成し、特定のセクターや地域、顧客セグメントへのマッピングを行っている。多くの銀行は、財務上の重要性と自社の活動のESGへの影響の重要性（ダブル・マテリアリティ）の観点からESGリスクを評価しようとしている。</li> <li>銀行は、ESG要素がどの種類の財務リスクに影響するのかを明確にマッピングできていない。気候関連のリスクでは大きな進展が見られるが、他のESGリスクは風評リスクの観点から捉えられているのみ。多くの銀行は、ESGリスクを、一つの主要なリスク・カテゴリとしてではなく、カテゴリ横断的なリスクとしてとらえている。</li> <li>明確で包括的なESGリスク戦略を策定している銀行はごくわずか。環境と社会的リスクはサステナビリティ・リスクとしてまとめられていることが多く、ガバナンスはコンプライアンスの文脈でとらえられている。</li> <li>ESGリスクをリスク管理プロセスに取り込んでいくためには、包括的で強固なデータベースが鍵であると考えられている。気候関連のリスクについて、比較可能性やリソースの節約の観点から、サードパーティのデータの利用を志向する傾向が強い。</li> <li>ESGリスクに対するエクスポージャーの測定は限定的。銀行は、ターゲットを絞った試行作業を行っているものの、ESGリスクを日常の実務に取り込むまでには至っていない。それらの作業は、炭素排出量が多いセクターに限定されている。</li> <li>ESGリスクの銀行のリスク管理プロセスへの取込みは、現状、限定的である。ESGリスクのリスク・モデルやストレス・テストへの取込みは、初期段階にある。ESGリスクは、定性的なステートメントという形でリスク・アペタイト・フレームワークに含まれることが一般的である。多くの銀行は、「ESGリスクは長期的には重要であるとは見受けられず、したがって、ESGリスクをリスク管理プロセスに完全には統合していない」という考え。</li> <li>ほとんどの銀行は、ESGリスクを内部のリスク報告の枠組みに取り込んでいない。銀行による開示のほとんどが定性的なものであり、国際的な基準や今後導入が予定されているEUのコーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）などに対応するためには、さらなる取組みが必要である。</li> </ul>
<p><b>健全性監督</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督当局間で共通のESGの定義はない。EUの多くの監督当局は、欧州銀行機構（EBA）の取組みを注視しているところ。</li> <li>ESGリスクをダブル・マテリアリティの観点から捉えられるべきか否かについては、監督当局間で議論があるところ。多くの者は、銀行活動が環境や社会に与える影響を考慮することの重要性を認めている一方、健全性監督の焦点は財務上の重要性に置かれるべきであるとする者もある。</li> <li>大半の監督当局は、ESGリスクを測定するための定量的な指標を定義していない。</li> <li>ごくわずかの監督当局は、ESGの健全性監督方針を策定し、公表している。ただし、ESG全体をとらえるアプローチを選好する当局と、気候や環境関連の特定の要素に</li> </ul>

	<p>フォーカスするアプローチを愛好する当局とがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ESGリスクの測定とシナリオ分析は、ESGリスクを監督に組み込むための鍵となるが、ESGの定義、データ、定量的な指標などの課題がある。EUタクソミーは、エクスポージャーの分類をサポートするツールであると考えられているものの、多くの銀行や監督当局は、リスク管理において利用するためには、拡大されたタクソミーが必要であると考えている。</li> <li>ESGリスクの評価の監督上の取組みは、各国で異なる水準にある。「監督上のレビューと評価プロセス（SREP）」は現状の監督枠組みにおいてESGリスクを評価するための主要なツールであると考えられており、また、多くの健全性監督当局は、銀行が自らの内部資本十分性評価プロセス（ICAAP）においてESGリスクを勧案することを期待している。他方で、少数の監督当局が、Pillar 2のプロセスにおいて、あるいは、日常の監督上のモニタリングにおいてESGリスクを取り込むことを明確に表明している。</li> <li>多くの監督当局は、Pillar 1ツールをESGリスクに対応するための最良のものであるとは考えていない。他方で、多くの市民社会団体（civil society organisations）は、資本要件を効果的なツールであると考えている。</li> </ul>
<p><b>事業戦略と投資方針</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ・ボンドやグリーン・プロジェクト・ファイナンスなど、ESG関連の商品やサービスの提供を増やしつつあるものの、未だ初期段階にある。</li> <li>多くの銀行は、より広いESG戦略の一環として、ESG要素を融資や投資活動に組み込むことを考えているものの、十分なモニタリングやターゲットは整備されていない。</li> <li>銀行のESG融資や投資活動のポートフォリオ分析は、特定のセクターや商品に限定されている。再生可能エネルギーや特定の資産クラスへのエクスポージャーを計測するアプローチがより一般的である。</li> <li>ほとんどの銀行は、ESG融資や投資のリスク・リターン・プロファイルに関する包括的な証左を得ていない。</li> </ul>

➤ 結論

<p><b>健全性監督の方向性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行と監督当局は、ESGリスクの定義を定め、また、ダブル・マテリアリティの観点を検討すべき。</li> <li>多くのステークホルダーは、銀行と監督当局が、野心的で、公表されるESGリスク戦略を、測定可能な目的、優先順位、時間軸を明確にして策定することを求めている。</li> <li>ESG関連のデータの重要性は広く認識されているが、銀行は、データの質、利用可能性、比較可能性およびインフラストラクチャーを向上するために努力すべきである。</li> <li>調査への参加者は、ESGリスクに対するエクスポージャーの測定のアプローチ（ストレス・テストやシナリオ分析を含む。）は、市場との協働や目的に特化したメソッドロジーの開発を通じてさらに高度化すべきであると考えている。ストレス・テストとシナリオ分析は、銀行と監督当局のESGのリスク評価の中核を成すべきである。</li> </ul>
-------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポートフォリオに関連する定量的なKPIsの開発は、ESGをリスク管理や信用供与プロセスにより一層取り込むための主要な要件となる。</li> </ul>
取組みを進展させるための要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの課題に対応するための様々なツールが考えられる。それには、例えば、銀行のESGデータ収集の要件に関する共通の技術的基準を規制で定めることが含まれる。</li> <li>ESG商品の分類の調和を図るため、EUグリーン・ボンド基準やEUタクソノミーなどの特定の基準への準拠を求めることが義務化され得る。</li> <li>経営陣や取締役会レベルでの説明責任を高めるための施策が導入され得る。</li> </ul>

インプリケーション：本報告書は銀行を対象としたものであるが、保険セクターにおける今後の取組みを考える上で、非常に示唆に富んでいるものと考えられる。健全性監督の方向性として、例えば、監督当局の多くはESGリスクをPillar 2でとらえることが適当であると考えている一方、は資本要件（Pillar 1）を効果的なツールであると考えている者もあるという点は興味深い。

（出所）EC 'Final study on the development of tools and mechanisms for the integration of ESG factors into the EU banking prudential framework and into banks' business strategies and investment policies'

## E: 馬中銀、保険商品の販売規制案を公表（8月30日）

■ マレーシア中銀（BNM）は、9月30日を期限として、バンカシュアランス（バンカタカフル）の規制案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

- 目的：①バンカシュアランスが消費者の保険（タカフル保険）へのアクセスを確保すること、②ニーズに基づく販売や開示を通じた透明性の確保により健全な市場の慣行を促進すること、③消費者の選択肢を確保しつつ、市場における競争を確保すること。
- 適用対象：保険（タカフル）を販売する保険会社や銀行など（以下、「金融サービス提供者」）。
- 規制案の概要

金融サービス提供者の取締役会および経営陣の責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融サービス提供者（FSP）の取締役会は、バンカシュアランスに関する方針や手続きを承認する。</li> <li>FSPは、(a) バンカシュアランスが消費者にもたらすリスク（商品設計、手数料、顧客プロファイリング、販売実務などに起因し得る。）にかかる定量的な指標やKPIsを定め、(b) 商品がターゲットとする消費者のニーズに適したものとなり、また、商品のライフサイクルを定期的にレビューすることに責任を有する者を明確にし、(c) 商品の販売に責任を有する者を特定する。</li> <li>FSPの取締役会と経営陣は、バンカシュアランスによって消費者に提供される商品が消費者にネガティブな結果をもたらさないことを確保するとともに、内部の方針や手続きが遵守されていることをモニターする。</li> </ul>
保険会社が販売者に対して支払う手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、販売者（募集人や代理店）に対して支払う前払い手数料が保険会社の株主資本から拠出されることを確保する。</li> <li>保険会社は、販売の質を維持し、また、誤ったインセンティブを与えることがないよう、前</li> </ul>

	払い手数料にかかる条件やターゲットを定める。それには、例えば、継続期間や手数料の返還などが含まれる。
販売の質	<ul style="list-style-type: none"> <li>与信に付随しない保険商品について、保険会社は、継続率に関する内部の方針、手続き、統制を整備する。それには、継続率の測定やモニタリングの枠組み、リスク管理、コンプライアンスおよび内部監査部門の役割を含む。</li> </ul>
保険会社と販売者との責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、保険会社と販売者それぞれの説明責任（accountability）と責任（responsibility）を明確にする。それには、例えば、顧客の苦情への対応、保全サービス、保険金支払いプロセスにかかるものを含む。</li> </ul>
顧客への情報開示とマーケティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、消費者の誤認を回避するため、自身の名称に「保険（タカフル）」を入れ、また、「保険（タカフル）商品であること」を明確に示す。</li> <li>FSPは、保険契約の締結後、「保険会社から保険商品を購入した」ことを保険契約者に直接通知する。</li> <li>FSPは、貯蓄性商品について、年換算のリターンの予測を明確に表示する。</li> <li>有配当以外の保険、医療および健康保険について、保険会社は、保険契約者が負担する手数料を開示する。保険と銀行の要素が混合している商品について、保険会社は、それぞれの要素をアンバンドルした上で手数料を開示する。</li> <li>高リスク・セグメント（月収が5,000リンギット（約13万円）以下の個人、初めて保険を購入する個人、学生や高齢者）に販売された貯蓄性商品について、FSPは、（a）販売者の販売監督者が商品の推奨を承認し、また、（b）販売やマーケティングに関与していない者によるフォローアップ・コールを実施することを確保する。</li> </ul>

インプリケーション：BNMの規制案には、記事AおよびCにおいてとりあげている英国およびオーストラリアの保険募集にかかる規制や監督上の課題と共通する部分も多い。日本においても顧客本位の業務運営の一層の推進が求められているところ（例えば、金融庁が2021年8月に公表した「2021事務年度金融行政方針」において、「利用者目線に立った金融サービスの普及」の一環として取り上げられている。）、手数料の開示など、諸外国の取組みから学ぶところも多くあるものと思料される。

（出所）BNM ‘Bancassurance/Bancatakaful: Exposure Draft’

## F: 米 FIO、気候変動にかかる検討を開始（8月31日）

■ 米国連邦保険局（FIO）は、11月15日を期限として、今後FIOが気候関連の財務リスクに取り組んでいく上で重要と考えられるいくつかの論点について、意見の募集を行った。主な内容は以下のとおり。

➤ FIOの優先事項は次の3つ。

- ①保険監督と規制：保険規制および監督における気候関連の事項やギャップを評価すること（気候変動が米国の金融安定に与える潜在的な影響を含む。）。FIOは、検査の方針や手順、ソルベンシー評価とその手法、データの利用可能性と正確性、ディスクロージャー、シナリオ分析やストレス・テストなどの監督上の実務やリソースを評価する予定。

- ②保険市場と軽減およびレジリエンス：気候変動の影響に特に脆弱な、米国の保険市場における私的保険に与える潜在的な影響を評価し、また、災害の軽減やレジリエンスを促すこと。FIOは、(a) 気候変動によって甚大化している災害の付保可能性を調査し、(b) 特に、社会的弱者や低所得者層のための、高リスク分野の保険カバーの利用可能性と購買可能性（affordability）を評価し、(c) 重要なインフラストラクチャーにおける気候レジリエンスやグリーン投資をサポートする保険会社の役割について検討する。
- ③保険セクターのエンゲージメント：気候関連の事項に対するFIOのエンゲージメントを高め、気候関連の目標の達成を助ける保険セクターの能力を活用する。FIOは、保険業界と協力し、保険引受や投資のあり方、低炭素排出経済を支援する業務運営など、保険セクターが米国の気候関連の目標の達成をサポートできるかを評価する。

➤ FIOが意見を求めている主な論点は以下のとおり。

<b>気候関連のデータ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険セクターの気候関連の財務リスクに対するエクスポージャーを評価するために必要なデータは何か。データの質、一貫性、比較可能性、粒度、信頼性などの観点についてどのように考えるか。</li> <li>標準的で、比較可能で、一貫した気候関連のディスクロージャーを行う上での主要な要素は何か。グローバルで検討されているアプローチは国内にも適用されるべきか。TCFD枠組みの利点や欠点は何か。</li> <li>保険セクターに関する気候関連の情報のための検証されたオープンソースの中央データベースの利点や欠点は何か。</li> </ul>
<b>保険監督と規制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全性、マーケット・コンダクト、消費者保護などの観点から、保険会社の監督や規制における気候関連の事項やギャップをどのように特定し、評価すべきか。</li> <li>保険監督当局が保険セクターにおける気候関連の財務リスクを評価することを妨げ得るもの（例えば、会計制度など）はあるか。また、気候関連の財務リスクを保険規制に統合することを妨げる要素はあるか。</li> </ul>
<b>保険市場と軽減およびレジリエンス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に気候変動の影響に脆弱な保険への影響を特定し、評価するためには、どのような要素を検討すべきか。</li> <li>気候変動の影響を軽減し、レジリエンスを高めるために保険会社はどのような対応を行っているか。</li> <li>保険引受プロセスで用いられているモデルは気候変動の影響をどの程度考慮しているか。モデルの検証はどのように行うべきか。</li> <li>保険の利用可能性と購買可能性をどのように評価すべきか。その際、保険会社の健全性の観点をどのように考えるべきか。</li> </ul>
<b>保険セクターのエンゲージメント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社の「2050年ネット・ゼロ」に向けた取組みをどのように評価すべきか。スコープ毎のGHG排出量を評価するために保険セクターはどのような取組みを行っているか。</li> <li>保険セクターの低排出環境やレジリエントな経済に向けた移行を促すため、各州は何をすべきか。</li> </ul>

インプリケーション：米国の保険セクターも連邦として気候変動に関する取組みに本格的に着手したととらえることができる。今後、国際的なイニシアティブや欧州との議論、米国内の関係当局（全米保険監督官協会や各州の保険監督当局など）との協議において規制・監督権限を持たないFIOがこの分野でどのような役割を果たしていくのか、注目に値する。

（出所）FIO ‘Federal Insurance Office Request for Information on the Insurance Sector and Climate-Related Financial Risks’

## G: NZ 準備銀行、保険契約者保護の制度の見直しの検討を開始（8月31日）

- ニュージーランド準備銀行は、11月15日を期限として、保険契約者保護の制度の見直しにかかるディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。これは、2020年9月に検討を再開した保険健全性監督法（Insurance Prudential Supervision Act: IPSA）の見直し<sup>2</sup>の一環として行われるもの。ディスカッション・ペーパーの主な内容は以下のとおり。

<p>ディスクロージャー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の規制では、保険会社は、保険契約の締結もしくは更新の前に、保険契約者に対して自社の財務の健全性格付、格付機関、格付方法を文書で開示しなければならない。本規制は小規模保険会社には適用が免除されるが、その場合、適用除外される旨とその理由を開示する必要がある。また、保険会社は、ソルベンシー・マージンやソルベンシー比率など、ソルベンシーに関する情報を開示しなければならない。</li> <li>• 他方で、格付の信頼性や公正性、格付やソルベンシー情報の理解可能性などの課題も見受けられる。</li> <li>• こうしたことから、①小規模保険会社の適用除外の規制のあり方、②格付機関のローテーション、③情報の開示のフォーマット、④ソルベンシー比率の見直しなどの追加的なソルベンシー情報の開示、などの対応が考えられる。</li> </ul>
<p>ソルベンシー要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行のソルベンシー規制は、監督上の介入水準はソルベンシー・マージン1つのみであり、国際的な規制とは異なる。したがって、介入水準を増やすべきか、また、どの介入水準にどのような監督上の権限が対応すべきか、などについて検討することが考えられる。</li> </ul>
<p>解約返戻金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 解約返戻金について、支払保険料の価値が蓄積される種類の保険契約の解約返戻金は、現状、保険契約においてその支払いの有無が規定されているところ。他国では、保険契約者の自己都合か保険会社側の理由かによって取扱いは異なるものの、一定の種類の保険契約については、一定の解約返戻金を支払うこととしている。この点について、解約返戻金の額をどのように定めることが適当であるかを検討することが考えられる。</li> </ul>
<p>法定ファンド (statutory fund)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の規制ではすべての生命保険会社に対して義務付けられている法定ファンドについて、例えば、年次更新型の保険契約にも適用すべきか、健康保険や就業不能保険にかかる資産は法定ファンドで保有されるべきか、損保についても法定ファンドを適用すべきか、その場合、どの保険契約を対象とすべきか、などについて検討することが考えられる。</li> <li>• 現行の法制では、保険契約者の債権は、他の債権者の債権と同順位で取り扱われる。他方で、多くの国では、清算時において、保険契約者の債権には優先的な取扱いが行われている。こうした中、自国の法制を見直すべきか否かを検討することが考えられる。</li> </ul>

<sup>2</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 3, 2020年9月～10月）」記事Eを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202010\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202010_ins_regulation.pdf)

リスク・アバタ イトと保険契 約者保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ニュージーランドは、最近、銀行について預金保険制度を導入することを決定したところ。他方で、保険については、銀行との性質の違いも踏まえ、保険契約者保護制度の導入の可否を検討する必要があると考えられる。</li> </ul>
---------------------------	---

インプリケーション：清算や破綻処理に関する論点については、日本では、2000年代初めのいわゆる保険危機時に議論があり、制度的な対応が行われてきたところ、ニュージーランドはその途上にあると考えられる。ディスクロージャーについて、格付やソルベンシー情報の開示（特に後者）は日本にも関係する論点であると考えられる。例えば、経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることとなれば、ソルベンシー比率やその変動の要因を保険契約者に対して分かりやすく伝えることが一層重要となろう。

（出所） Reserve Bank of New Zealand ‘Reserve Bank invites feedback on insurance policyholder protection’

## H: 蘭中銀、BigTech の監督の強化の必要性を指摘（9月6日）

- オランダ中銀（DNB）は、「変化する環境と、変化する監督：BigTechと金融機関の間における関係の進展」と題するレポートを公表した。その中で、BigTechの参入や金融機関との協力関係の構築は、オランダの銀行および保険市場に劇的な変化をもたらす得ること、したがって、現行の金融規制や監督の再評価が必要であること、などを指摘するとともに、そうした観点から、以下の3つの監督上のインプリケーションを提示している。
  - 金融機関は、そのビジネス・モデルの持続可能性について、真剣に考えなければならない。BigTechの進出は、金融機関のビジネス・モデルや戦略に大きく影響し得る。DNBは、金融サービスのデジタル化が進展する中、金融機関の戦略やビジネス・モデルの持続可能性について、金融機関に真剣に問いかけていく。
  - 規制の枠組みは、新たなリスクに対応するために調整されなければならない。ネットワーク効果はBigTechのプラットフォームの活動の成長と集中を促している一方、規制の枠組みはそれが金融市場にもたらす影響に組織的に対応できるものとはなっていない。BigTechの金融セクターへの進出は、金融サービス、金融商品やサービスの提供、消費者データへのアクセスの分野で集中リスクを伴い得る。規制の枠組みは、これら3つの集中リスクに対応できるよう調整される必要がある。長期的には、システム上重要なBigTechやディストリビューション・プラットフォームの事業継続や破綻処理のし易さ（resolvability）にも注意が向けられ得る。
  - BigTechはクロスボーダーで活動しており、欧州全体で協調した監督が必要となる。金融セクターにおけるBigTechの役割が着実に高まる中、それらの者に対する欧州レベルでの監督が必要とされる。また、プラットフォーム・ベースの金融セクターや経済が進展しており、監督当局間の緊密な協力は不可欠である。サイバーセキュリティ、データ保護、競争、金融監督の分野で権限を有する個々の監督当局は、より包括的な監督が可能となるよう、協力関係を強化すべきである。
- また、同レポートは、オランダの保険セクターとBigTechとの関係について、以下のように分析している。
  - オランダの損保市場は、データ分析の利用、イノベーション、補完的なサービスの提供における協力の範囲が比較的広範であることから、BigTechとのパートナーシップに大きな影響を受け得る。伝統的な保険会社について、様々な種類の損保商品（自動車保険など）は、利益上は大きな貢献はしないものの、より利益率の高い商品（賠償責任保険、就業不能保険など）をその後クロスセルしていくという観点からは、戦略上重要である。損保セグメントでは、保険会社は、エンドユーザーとの関係構築のために主にインシュアテック企業と協働している。将来的には、損保とBigTechの双方にとって協働はより魅力的なものとなり得る。他方で、BigTechは、オランダの損保市場の構造を大きく変化させ得る。

- オランダの健康保険市場については、規制の水準が高いことから、BigTechとのパートナーシップによる相互ベネフィットは限定的であると考えられる。オランダの健康保険市場は巨大であるものの、国内ベースで、かつ、しっかりと規制されている。例えば、厳しい個人情報の規制や基本的な健康保険にかかる規制は、様々な障壁となる。
- オランダの生保市場については、同市場が継続して縮小してきていることから、パートナーシップの影響は極めて限定的であると考えられる。また、リスク評価や保険料の差別化における個人の健康データの利用にかかる個人情報の観点からの懸念は、パートナーシップを阻害する要因となり得る。

インプリケーション：BigTechの規制のあり方は非常に重要なテーマである。本報告書で示されている「3つのインプリケーション」はいずれもfairであると考えられる。オランダの保険セクターについての分析も興味深い。例えば、保険市場の規制がBigTechの参入やBigTechとのパートナーシップとの障壁となるという点は、今後、保険市場の規制のさらなる強化を図るべきか否かという点は議論の必要があるものの、規制・監督のあり方を検討していく上で考慮に値するものであると思料される。

(出所) DNB ‘Rise of BigTechs requires adjustments in financial supervision’

## 執筆者

**小林 晋也 / Shinya Kobayashi**

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

**小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事E)**

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 6691.26 / ISO 27001